

大口定期預金

平成 28 年 6 月 17 日現在

1. 商品名	大口定期預金
2. ご利用いただける方	個人および法人のお客さま
3. 期間	定型方式：1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年 満期日指定方式：1ヶ月超10年未満 ・ 定型方式の場合は、預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）のお取り扱いができます。
4. お預け入れ (1) お預け入れ方法 (2) お預け入れ金額 (3) お預け入れ単位	一括預入 1,000万円以上 1円単位
5. 払い戻し方法	満期日以後に一括して払い戻します。
6. お利息 (1) 適用利率 (2) 利払い方法 (3) 計算方法	お預け入れ時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括してお支払いします。 預入期間2年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日）以後および満期日以後に分割してお支払いします。 なお、中間利払日にお支払いするお利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。 付利単位を1円、1年を365日とする日割計算をします。
7. 税金	個人の場合は20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 法人の場合は総合課税となります。
8. 手数料	必要ありません。
9. 付加できる 特約事項	個人の自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。
10. 期限前解約時の お取扱い	別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。
11. 金利情報等の 入手方法	店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>< 苦情処理措置 > 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引店または事務管理部（9時～17時、電話：0767-52-3450）にお申し出ください。</p> <p>< 紛争解決措置 > 金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、富山県弁護士会（電話076-421-4811）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、北陸地区しんきん相談所（9時～17時、電話：076-261-2836）にお申し出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法</p>

	(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所、北陸地区しんきん相談所にお問い合わせください。
13. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後のお利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとのお利息が保護されます。

【別表】 預入期間に応じた期限前解約利率

預入期間	期限前解約利率
6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率
6ヶ月以上1年未満	約定利率 × 40%
1年以上1年6ヶ月未満	約定利率 × 50%
1年6ヵ月以上2年未満	約定利率 × 60%
2年以上2年6ヶ月未満	約定利率 × 70%
2年6ヶ月以上10年未満	約定利率 × 80%